

特定非営利活動法人境スポーツクラブ サポート会員規約

第1条(名称)

「特定非営利活動法人境スポーツクラブサポート会員」(以下「会員」といいます。)は、特定非営利活動法人境スポーツクラブ事務局(以下「事務局」といいます。)がその運営を行います。

第2条(目的)

会員はスポーツを愛し、特定非営利活動法人境スポーツクラブを応援する法人の組織とする。本会は、特定非営利活動法人境スポーツクラブが行う以下の事業に対して支援することを目的とする。

- スポーツ施設の充実 ●地域シンボルチームの育成 ●トップアスリートの育成 ●スポーツに関わる人材育成
- スポーツイベントの開催など

第3条(会費)

サポート会費(賛助会費) 1口 10,000 円 /年 (内20%は粗品代とし、残りを賛助会費とさせていただきます。)

第4条(会員)

会員は、サポート会員規約(以下「本規約」といいます。)を承認し、事務局所定の入会手続き及び年会費の支払いを行い、事務局が審査のうえ入会を認めた方を会員とします。

- (1) 会員は当クラブが設定する各種特典について、当クラブが指定する方法により受けることができる。
- (2) 各種特典について、追加、変更が生じた場合は、当クラブ所定の方法で会員に通知するものとする。

第5条(会員期間・年会費の決済)

会員期間は 1 年間とし、所定の年会費を所定の方法によりお支払い頂きます。

更新は自動更新とし、会員より「退会します」という旨の意思表示がない限り、更新手続きを行います。事務局は、理由の如何を問わず一旦お支払い頂いた年会費は返却致しません。

第6条(その他の禁止事項)

会員は、本会及び本サービスに関し、以下の行為を行わないものとする。

1. 当クラブまたは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
3. 第三者になりすまして本会に入会する行為
4. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
5. 他の会員に自らの資格または資格によって受けられるサービスを利用させる行為
6. 当クラブあるいは第三者を誹謗中傷し、または当クラブあるいは第三者の名誉、信用を毀損する行為
7. 当クラブあるいは第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
8. 本会の運営を妨げるような行為
9. 前各号の他、本規約及び利用規約等、法令または公序良俗に違反する行為、またはそれらの恐れがある行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為
11. その他当クラブが不適切と判断する行為

第7条(反社会的勢力の排除)

本会は会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、本会は事前に通知することによりその会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとする。その場合第 6 条の定めにより年会費は返却しない。

1. 暴力団員による不当な行為に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日 法律第 77 号)第 2 条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」といいます)に所属する者(以下「暴力団員等」といいます)。
2. 暴力団員等でなくなった時から 5 年経過しない者
3. 暴力団等および暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者。
4. 暴力団員等に対し、資金その他便宜を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有すると本会が認める場合。

第 8 条(届け出事項の変更)

会員は事務局へ届け出た住所、氏名等などの事項に変更が生じた場合はすみやかにこれを事務局へ通知しなければならない。変更通知がない場合、事務局からの発送物が到着しなかった等の事故について事務局は一切責任を負いません。

第 9 条(個人情報について)

会員の個人情報は、本会の情報及びイベント、グッズの案内等に使用します。

また、事務局は、本会に関する業務の一部を委託し、守秘義務を締結している協力会社、提携会社、及び業務委託先会社に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

第 10 条(紛争)

本会に関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとする。

第 11 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 12 条(管轄裁判所)

本契約に関して万一、会員と当クラブとの間で紛争が生じた場合、当クラブの本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 13 条(退会)

(1)会員は有効期間内でも、本規約を解除し退会することができます。この場合会員は、当クラブ所定の方法により、退会を届け出るものとします。ただし、この場合、支払済みの年会費等について、当クラブは当該会員に対して返還の義務を一切負わないものとし、また、当該会員は特典も失効するものとする。

(2)有効期間終了とともに退会する場合は、前項に準じた届け出を行うものとします。

第 14 条(規約の変更)

本規約に定めのない事項については、事務局において必要の都度定めるものとします。

第 15 条(その他)

(1)会員は、本規約に定めのない事項について、別途当クラブの定めるところに従うものとします。

(2)会員には、当クラブの資産などについての権利、請求権は一切ない。また、議決権もないものとする。

付則

1. 本規約は、平成28年4月1日より施行する。
2. 本規約は、平成29年2月1日、一部改正
3. 本規約は、平成29年6月1日、一部改正
4. 本規約は、平成30年4月1日、一部改正